

2021 年 8 月号 (第 186 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ エグゼクティブ・サマリー

■ 特 集

- ◆ CO2 排出ピークアウト行動計画と「長江保護法」の注目点
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部…………… 1

■ 特 集

- ◆ 中国における電気自動車のリサイクル
中南財經政法大学 准教授 栗洋…………… 7

■ 経 済

- ◆ 加速する少子化 ～ 産業高度化と人手不足の克服が成長持続のかぎ
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 調査部 …………… 10

■ 人民元レポート

- ◆ 金融政策を緩和方向に傾けた人民銀
三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ …………… 12

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：簡易手続きによりユニラテラル APA 申請が可能に
KPMG 中国 …………… 16
- ◆ 法務：中国における独占禁止関連法令と実務の最新動向
北京市金杜法律事務所 …………… 21
- ◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部…………… 28

■ 主要経済指標

- 三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部 …………… 31

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 CO2 排出ピークアウト行動計画と「長江保護法」の注目点

最近の中国における環境関連の政策・法律では、脱炭素に向けた計画策定と「長江保護法」の制定が注目される。脱炭素の目標は、2030 年までの CO2 排出のピークアウトと 2060 年までのカーボンニュートラルの実現。「長江保護法」は長江と流域の生態環境保護に関して具体的に規定されている。今回は 2 つの計画と法律を取り上げ、多くの企業に影響を及ぼすと思われる施策や規制等について述べてみたい。

特集 中国における電気自動車のリサイクル

中国では電気自動車 (EV) の生産拡大に伴い、今後は使用済み EV の大量発生が予想される。だが、中国における自動車産業の静脈産業の発展は遅れており、特に EV 用電池のリサイクルが課題である。今後の EV 産業の持続可能な発展のためには、自動車産業に拡大生産者責任 (EPR) の考え方を導入し、EV 用電池のリサイクル産業を育成する必要がある。

経済 加速する少子化 ～ 産業高度化と人手不足の克服が成長持続のかぎ

人口動態面から見た中国経済にとって最大の懸念は、生産年齢人口 (15～64 歳人口) の減少である。政府は 2016 年に 2 人目の出産を認め、「一人っ子政策」を事実上撤回した。それでも出生数は減少しており、生産年齢人口の減少ペースも今後一段と加速する。人材育成や人手不足克服の取り組みを進め、持続的な経済成長に結び付けることが、中国経済の喫緊の課題といえよう。

人民元レポート 金融政策を緩和方向に傾けた人民銀

中国人民元対ドル相場は 6.46 台前半で取引開始。中国当局が民間企業への規制を強めると、26 日には関連するセクターの株価急落が中国株全体に伝播。翌 27 日には、オフショア取引主導で人民元安も進行し、オンショア取引でも 4 月以来となる 6.5 大台に下落。その後、人民元相場は落ち着きを取り戻し、米 FOMC 後の 29 日にかけて 6.45 台まで急回復している。

スペシャリストの目 税務会計

簡易手続きによりユニラテラル APA 申請が可能に

中国国家税務総局は 2021 年 3 月 19 日付で、「ユニラテラル APA に適用される簡易手続き事項に関する公告 (意見募集稿)」およびそれに係る政策解説文を公布した。このことから、現行の APA (Advance Pricing Arrangement: 移転価格税制に関する事前確認) 制度の執行を継続させながら、手続き上、比較的簡単なユニラテラル APA の締結への移行を推進していると言える。

スペシャリストの目 法務

中国における独占禁止関連法令と実務の最新動向

近年、中国の独占禁止分野は変革期を迎えている。法令規定の領域においては、2020 年 1 月に中国独占禁止法 (以下、「独禁法」) 改正草案意見募集稿が公表されたほか、前後して複数の新しい規定やガイドラインが公布された。本稿では、2020 年以降の独禁法をめぐる法制定の動向を解説するとともに、近時の処罰実例について論ずる。

スペシャリストの目 日系企業のための中国法令・政策の動き

今回は、6 月中旬から 7 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげる。

**CO2 排出ピークアウト行動計画と「長江保護法」の注目点**

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

国際アドバイザー事業部

シニアアドバイザー 池上隆介

最近の中国における環境関連の政策・法律では、脱炭素の目標に向けた計画策定の動きと「長江保護法」の制定が注目される。脱炭素の目標は、2030 年までの CO2 排出のピークアウトと 2060 年までのカーボンニュートラルの実現で、現在その実行計画を策定している。「長江保護法」は長江とその流域の生態環境保護に関する初めての法律で、具体的な規制が規定されている。今回は、この 2 つの計画と法律を取り上げ、多くの企業に影響を及ぼすと思われる方針・施策と規制について述べてみたい。

1. CO2 排出ピークアウト行動計画の策定

中国の脱炭素目標は、習近平国家主席が 2020 年 9 月の国連総会で表明した「2030 年までに CO2 排出のピークアウトを勝ち取り、2060 年までにカーボンニュートラルが実現するよう努力する」というものである。これを受け、2021 年 3 月の全国人民代表大会（第 13 期第 4 回会議）で採択された「国民経済・社会発展第 14 次 5 カ年計画及び 2035 年長期目標要綱」（以下、「14 五計画」という）にもこれらの目標が明記され、その目標達成に向けて「2030 年までの CO2 排出ピークアウト行動計画」を制定することが示された（注 1）。

中国の CO2 排出量は世界最大で、世界全体の 3 割近くを占め、2 位の米国、3 位の EU、4 位のインドの排出量合計に匹敵する。しかも、主要排出国がすでに CO2 排出のピークアウトを経過している中で、2050 年のカーボンニュートラル目標を打ち出したのに対して、中国は現在も排出量が増え続けている（注 2）。こうした状況にあって、2030 年までの CO2 排出のピークアウト、2060 年までのカーボンニュートラルを実現することは並大抵ではないと思われる。

「2030 年までの CO2 排出ピークアウト行動計画」は、2021 年から策定に着手したところで、詳細はまだ明らかでない。ただ、計画策定を統括する国家発展改革委員会によると、全体と重点業種・分野の具体的な目標、スケジュール、実施手順、施策をまとめたものになるようである。また、この計画は、資源有効利用とグリーン・低炭素の経済・社会発展の基礎の上で推進するとし、以下の 8 つの面で重点的に取り組むという（注 3）。

- ① 産業構造の最適化・高度化、産業のグリーン・低炭素発展レベルの向上
- ② エネルギー構造の調整、再生可能エネルギーによる代替行動の実施
- ③ エネルギー消費の二重制御制度の維持・改善、重点分野の省エネの推進
- ④ 科学技術によるソリューション強化、グリーン・低炭素技術のブレークスルーの実現
- ⑤ 政府と市場の役割発揮、グリーン・低炭素の政策体系と市場化メカニズムの整備
- ⑥ 生態保護・修復の強化、生態系の炭素吸収能力の向上
- ⑦ 全人民による節約の推進、グリーン・低炭素の新生活様式の創造
- ⑧ 国際交流・協力の強化、グリーンシルクロードの建設推進、地球規模の気候・環境統治への参加・主導

産業構造の最適化・高度化、産業のグリーン・低炭素発展レベルの向上が第1に挙げられているのは、14五計画の主要目標の1つに「生態文明建設での新たな進歩の実現」が掲げられ、「国土空間の開発・保護構造を最適化し、生産・生活様式のグリーン転換で顕著な成果を上げ、エネルギー資源の配置を更に合理的にし、利用効率を大幅に高め、GDP 単位当たりエネルギー消費と CO2 排出の比率をそれぞれ 13.5%、18%減少させ、主要汚染物質排出総量を持続的に減少させ、森林被覆率を 24.1%に高め、生態環境を持続的に改善し、生態の安全保障壁を更に堅固にし、都市・農村の居住環境を大幅に改善する」と述べられていることを踏まえたものだろう。2030 年までの CO2 排出ピークアウト目標は、こうした 14 五計画の主要目標の1つと位置付けられている。

以下に「2030 年までの CO2 排出ピークアウト行動計画」での上記の重点的な取り組みのうち、特に重要と思われる産業のグリーン・低炭素発展レベルの向上とエネルギー構造の調整に関する方針・施策を見てみたい。

産業のグリーン・低炭素発展レベルの向上

14 五計画では、「発展方式のグリーン転換の加速」の章に関連の方針が挙げられている。その1つが資源利用効率の向上で、省エネを優先するとして、エネルギー消費の多い業種・分野や企業において重点的に省エネを進める方針が示されている。

下記の表中の 5G、ビッグデータセンターのエネルギー効率向上は、特に電力消費量が多く、現実に電力不足が顕在化している問題に対応するものだろう。重点エネルギー使用単位は、政府の規則で年間のエネルギー使用量が 1 万トン以上（標準炭換算）の単位（注：企業その他の組織）と同じく 5 千トン以上 1 万トン未満の関係部門が指定する単位が対象である（注 4）。

高エネルギー消費、高 CO2 排出の“両高”項目の建設抑制は、2000 年代中頃から政府が主要政策課題として取り組んでいるものだが、最近も 2021 年 5 月に生態環境部から強化方針を示した文書が発表されている。新方針としては、建設時の環境影響評価に CO2 排出についての評価を組み入れること、汚染物質排出許可証の審査項目に環境影響評価の許可文書に記される環境保護措置の実施状況と地域の CO2 排出削減措置への適合性を含めたことが挙げられている（注 5）。

鉄鋼、石油化学、建築材料等のグリーン化改造では、鉄鋼業の生産能力削減と汚染物質排出削減を目的とした、生産能力の置き換えに関する規則が 2021 年 4 月に改正され、廃棄する生産設備と新規に建設する設備の置き換え比率が厳格化された（注 6）。2017 年に制定された旧規則では、北京・天津・河北、長江デルタ省市、広東省の珠江デルタ都市では廃棄設備 1.25 : 新規設備 1 だったが、新規則では、上記の地区に山西、河南、陝西、山東の一部都市を加えた大気汚染防止重点区域では 1.5 : 1 以上、その他の地区は 1.25 : 1 以上、また、例外として CO2 排出量が多い転炉から電炉、焼結・コークス炉・高炉から高炉によらない新製法への転換などの場合は 1 : 1、長江経済ベルト地区では新設・拡張禁止などと定められている。この措置は、厳格に実施されれば、削減効果が高いと見られる。

省エネに関しては、これまで多くの法令・政策が制定され、様々な規制や奨励措置が実施されている。省エネ関連の法律だけでも、「省エネルギー法」（1998 年 1 月 1 日施行）、「クリーン生産促進法」（2003 年 1 月 1 日施行）、「循環経済促進法」（2009 年 1 月 1 日施行）、「石炭法」（1996 年 1 月 1 日施行）、「電力法」（1996 年 4 月 1 日施行）、「再生エネルギー法」（2006 年 1 月 1 日施行）があり、各分野での省エネの義務が定められている。また、省エネ関連の国家標準も多数あり、製品や設備のエネルギー効率とエネルギー消費制限値に関する強制性国家標準だけでも 170 余りに上っている（注 7）。しかしながら、改めて省エネ優先の方針が示されたことは、これまでの効果が十分ではないということだろう。CO2 排出のピークアウト目標は重点業種や企業の省エネを推進することで達成できるかもしれないが、カーボンニュートラルはそれだけでは難しいように

思われる。長期的には全ての企業に対して省エネ関連の法律や国家標準を厳格に適用していくものと思われる。

14 五計画における産業のグリーン転換に関する方針

1. 資源利用効率の向上

- ✓ 工業、建築、交通等の分野と公共機関の省エネを深化
- ✓ 5G、ビッグデータセンター等の新興分野のエネルギー効率を高める
- ✓ 重点エネルギー使用単位の省エネ管理を強化
- ✓ エネルギー消費システムの最適化、省エネ技術改造等の重点プロジェクトを実施
- ✓ エネルギー消費の制限値、製品・設備のエネルギー効率に関する強制性国家標準の制定・改訂を促進

2. 資源の循環利用

- ✓ 多様な資源の効率の高い循環利用システムを構築
- ✓ 産業園區の循環型改造を推進

3. グリーン経済の発展

- ✓ 高エネルギー消費、高 CO2 排出の“両高”項目の建設を抑制し、グリーン転換を推進
- ✓ 省エネ・環境保護産業の発展を推進
- ✓ 化石エネルギーのクリーン・高効率利用を推進
- ✓ 鉄鋼、石油化学、建築材料等のグリーン化改造を推進
- ✓ 大宗貨物・中長距離貨物輸送の道路から鉄道、水上への転換を加速

出所：14 五計画要綱第 39 章「発展方式のグリーン転換加速」から抜粋。

エネルギー構造の調整

14 五計画では、非化石エネルギーの発展が強調されている。2025 年のエネルギー総消費量に占める非化石エネルギーの比率を 20%前後にする目標が設定されている。13 五計画（2016～2020 年）では、2015 年実績の 12%に対して 2020 年の目標が 15%とされていたが、14 五計画ではそのテンポを速めたことになる。

14 五計画では、風力発電と太陽光発電の規模を大幅に拡大し、洋上風力発電を着実に発展させ、水力発電については西南地区での基地建設を加速し、原子力発電については安全・着実に沿海部での建設を推進すると述べられている。

中国の再生可能エネルギーの規模は世界最大で、太陽光パネルや風力タービンは世界の 3 分の 1、電気自動車は半数を有しているという。2020 年末の発電設備容量は 9.3 億 kW で全国総容量の 42.4%、発電量は 2.2 兆 kWh で電力総消費量の 29.5%、一次エネルギー総消費量の 15.9%を占めている（注 8）。中でも風力発電と太陽光発電は発展の潜在力が高く、2020 年の発電量が電力総消費量の約 11%だったのに対して、2025 年の目標は 16.5%前後とされている（注 9）。

なお、カーボンニュートラルを実現する上で技術のカギを握る水素エネルギーについては、現在は生産・消費とも低い水準にある。だが、中国の水素エネルギー業界団体は 2060 年までのカーボンニュートラル目標を受けて、2030 年の最終エネルギー総消費量に占める水素エネルギーの比率を約 5%、2060 年の比率を約 20%とする目標を掲げている（注 10）。

一方、石炭については、中国の一次エネルギー総消費量の約 58%を占め、火力発電の 90%以上で石炭が使用されている。中国のエネルギー研究機関によると、電力部門の炭素排出量は全国の排出総量の 40%に達している。一次エネルギー総消費量に占める石炭の比率は 2025 年には 50%

前後に低下する見通しとしながらも、火力発電での石炭使用率は先進国並みの 80～90%程度にしか減少しないという（注 11）。そのため、石炭の発電効率向上と低炭素化、バイオマスとの混合燃焼、二酸化炭素回収・利用・貯蔵技術（CCUS）の応用が課題と見られている（注 12）。

そのほか 14 五計画では、電力関連技術の整備方針について、超高压送電チャネルの利用効率向上、送電網インフラ施設のインテリジェント化とスマートマイクログリッド建設加速が挙げられている。

14 五計画におけるエネルギー体系整備方針

- ✓ 非化石エネルギーの発展を加速、非化石エネルギーのエネルギー総消費量に占める比率を 20%前後に拡大
- ✓ 風力発電、太陽光発電の規模を大幅に拡大、洋上風力発電を着実に推進、西南地区での水力発電基地の建設を加速、沿海部での原子力発電の建設を安全・着実に推進、多様なエネルギーが相互補完するクリーンエネルギー基地を建設
- ✓ 石炭火力発電の建設規模と発展のペースを合理的に制御
- ✓ 石油・天然ガスの探査・開発での市場参入を計画的に開放、深海・深層、非在来型石油・天然ガス資源の利用を加速、石油・天然ガスの貯蔵・生産を推進
- ✓ 地区の状況に応じた地熱エネルギーの開発・利用を展開
- ✓ 超高压送電チャネル利用効率を高める
- ✓ 送電網インフラ施設のインテリジェント化とスマートマイクログリッド建設を加速、クリーンエネルギーの消費・貯蔵能力、遠隔地区への送電・配電能力を強化、石炭火力発電の柔軟な改造を推進、揚水蓄電所の建設と新型貯蔵技術の大規模化・応用を加速
- ✓ 石炭の区域を跨いだ輸送チャネルと集散システムを改善、天然ガスの主要パイプラインの建設を加速、石油・天然ガスの相互接続を整備

出所：14 五計画要綱第 11 章第 3 節「現代化エネルギー体系の構築」から抜粋。

2. 「長江保護法」の制定

2020 年 12 月に全国人民代表大会常務委員会会議で「長江保護法」が可決され、2021 年 3 月 1 日から施行された。「長江保護法」は長江流域の 19 省・自治区・直轄市を対象に、生態環境の保護と修復、生産・生活・開発・建設活動を定めたもので、特定の河川流域に関する法律としては初めてである。

この法律が必要な理由について、上記の会議での草案説明では、長江流域は湖沼の枯渇、水系の途絶などによる生態系破壊、土壤汚染、水土流失・砂漠化、水質汚染、ダム湖の富栄養化が深刻なこと、また沿岸の不法占用、汚染産業の上中流域への移転、危険物の廃棄の多発、港湾での危険化学品の取り扱い量の急増など、問題が指摘されている。一方で、長江の管理については、長期にわたって多くの部門・地方が関与しており、全体の協調メカニズムが不健全であったとも述べられている（注 13）。

「長江保護法」という特別法を制定することで、長江流域の生態環境の保護と修復という特別な問題に対して国家が各部門・地方の協調を主導し、同時に上記の問題を規制することを意図したものである。実際に、この法律の中ではいくつかの禁止規定が設けられている。

「長江保護法」の主な禁止規定

- ✓ 長江流域の重点生態機能区での、生態系に重大な影響のある産業の立地を禁止。
- ✓ 重汚染企業・項目の長江中上流域への移転を禁止。
- ✓ 長江本支流の沿岸から 1 キロ以内での化工園區と化工項目の新設、拡張を禁止。
- ✓ 長江本流の沿岸から 3 キロ以内と重要支流の沿岸から 1 キロ以内での鉅澤ダムの新設・改造・拡張を禁止。
 ※重要支流とは流域面積が 1 万平方キロ以上の支流で、そのうち 8 万平方キロ以上の一級支流は雅礱江(主流域は青海省)、岷江(四川省)、嘉陵江(四川省)、烏江(雲南省)、湘江(湖南省)、沅江(湖南省)、漢江(陝西省・湖北省)、贛江(江西省)とされている。
- ✓ 航行禁止区域内での船舶の航行を禁止。
 ※航行禁止区域は長江流域の水生生物の重要生息地で、國務院関係部門と省級政府が定めるとされている。
- ✓ 長江流域の河川・湖沼管理範囲内での固形廃棄物の投棄・埋設・堆積・放置・処理を禁止。
- ✓ 長江流域での、劇毒化学品と国家の定める内陸河川輸送を禁止するその他の危険化学品の水上輸送を禁止。
- ✓ 長江流域の河川・湖沼沿岸の違法利用・占用を禁止。
 ※國務院関係部門と省級政府が修復の規範・基準を制定するとされている。
- ✓ 長江流域の水土流失が深刻で生態が脆弱な区域での水土流失の可能性のある生産・建設活動を禁止。

このうち日系企業への影響がありそうな措置は、長江本支流の沿岸 1 キロ以内での化工園區と化工項目の禁止、重汚染企業・項目の長江上中流域への移転禁止が挙げられる。長江本流と支流には沿岸 1 キロ以内に設立された化工園區、化工企業が少なからず存在する。2021 年 3 月 1 日の「長江保護法」施行後、南通経済技術開発区の長江に近い区域に所在する複数の化工企業が、現地政府から市内の他の区域への移転を求められたと聞く。また、沿海部に所在する企業が移転を余儀なくされた場合、長江上中流域の内陸部に移転先を求めることも困難になると思われる。

また、危険化学品を取り扱う企業にとっては、長江流域での劇毒化学品と内陸河川輸送が禁止される危険化学品の水上輸送禁止の影響も大きいと思われる。両化学品とも政府関係部門が目録を制定しており、劇毒化学品は 148 品目、内陸河川輸送が禁止される危険化学品は 313 品目が指定されている(注 14)。対象品目を取り扱う企業としては、水上輸送から道路輸送への切り替えが必要になる。

そのほかの面でも、「長江保護法」という法律が施行されたことで、従来の政府の取り締まりが全般に強化されているように思われる。

(注 1) 原文は中央人民政府ポータル以下のサイトに掲載されている。

http://www.gov.cn/xinwen/2021-03/13/content_5592681.htm

(注 2) 環境省 HP の以下のサイトに掲載されている資料を参照した。

http://www.env.go.jp/earth/201222_co2_emission_2018.pdf

(注 3) 国家発展改革委員会の 2021 年 4 月と 5 月の定例記者会見での発言による。内容は国家発展改革委員会の以下のサイトの「発布会実録」に掲載されている。

4 月の記者会見：https://www.ndrc.gov.cn/xwdt/xwfb/202104/t20210419_1273739.html

5 月の記者会見：https://www.ndrc.gov.cn/xwdt/xwfb/202105/t20210518_1280095.html

- (注 4) 「重点エネルギー使用単位省エネ管理弁法」(2018 年 5 月 1 日施行)。原文は中央人民政府ポータル以下のサイトに掲載されている。
http://www.gov.cn/gongbao/content/2018/content_5291369.htm
- (注 5) 「高エネルギー消費・高排出建設項目の生態環境の根本的抑制強化に関する指導意見」(生態環境部、2021 年 5 月 30 日発布・実施)。原文は生態環境部の以下のサイトに掲載されている。
https://www.mee.gov.cn/xxgk/2018/xxgk03/202105/t20210531_835511.html
- (注 6) 「鉄鋼業生産能力置き換え実施弁法」(工業情報化部、2021 年 6 月 1 日施行)。原文は中央人民政府ポータル以下のサイトに掲載されている。
http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-05/07/content_5605092.htm
- (注 7) 省エネ関連の国家標準については、「全国標準信息公共服務平台」の以下のサイトで検索ができる。
<http://std.samr.gov.cn/>
- (注 8) 国家エネルギー局局長の記者会見。内容は國務院新聞弁公室の以下のサイトに掲載されている。
<http://www.scio.gov.cn/xwfbh/xwfbh/wqfbh/44687/45175/wz45177/Document/1701195/1701195.htm>
- (注 9) 「2021 年風力発電・太陽光発電開発・建設の関係事項に関する通知(意見募集稿)」。原文は中央人民政府ポータル以下のサイトに掲載されている。
http://www.gov.cn/hudong/2021-04/30/content_5604061.htm
- (注 10) 中国水素エネルギー連盟が 2021 年 4 月に開催したセミナーでの「中国水素エネルギー及び燃料電池産業白書(2020 年版)」(未公表)の一部内容についての報道による。なお、同白書(2019 年版)は公表されているが、2020 年版では大幅に目標が引き上げられている。原文は「北極星氢能網」の以下のサイトに掲載されている。
<https://chuneng.bjx.com.cn/news/20210420/1148201.shtml>
<https://chuneng.bjx.com.cn/news/20190701/989655.shtml>
- (注 11) 2020 年 12 月に国家电网公司傘下のエネルギー研究院院長がセミナーで説明した内容についての報道による。原文は「新華網」の以下のサイトに掲載されている。
http://www.xinhuanet.com/energy/2020-12/10/c_1126842995.htm
- (注 12) 「科学日豊」に掲載された評論記事による。原文は中国水力発電工程学会の以下のサイトに掲載されている。
<http://www.hydropower.org.cn/showNewsDetail.asp?nsId=30013>
- (注 13) 『長江保護法(草案)』についての説明は「中国人大網」の以下のサイトに掲載されている。
<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202012/69f3184c1a764d4abaad794a5c0d9a96.shtml>
- (注 14) 劇毒化学品目録(2015 年版)は南京農業大学 HP の以下のサイトに掲載されている。
<http://nx.njau.edu.cn/judupinmulu2015.pdf>
 内陸河川輸送が禁止される危険化学品目録(2019 年版)は中央人民政府ポータル以下のサイトに掲載されている。
http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-07/05/content_5455473.htm

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : r-ikegami@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



特 集

中国における電気自動車のリサイクル

中南財經政法大学
准教授 栗 洋 (Li Yang)

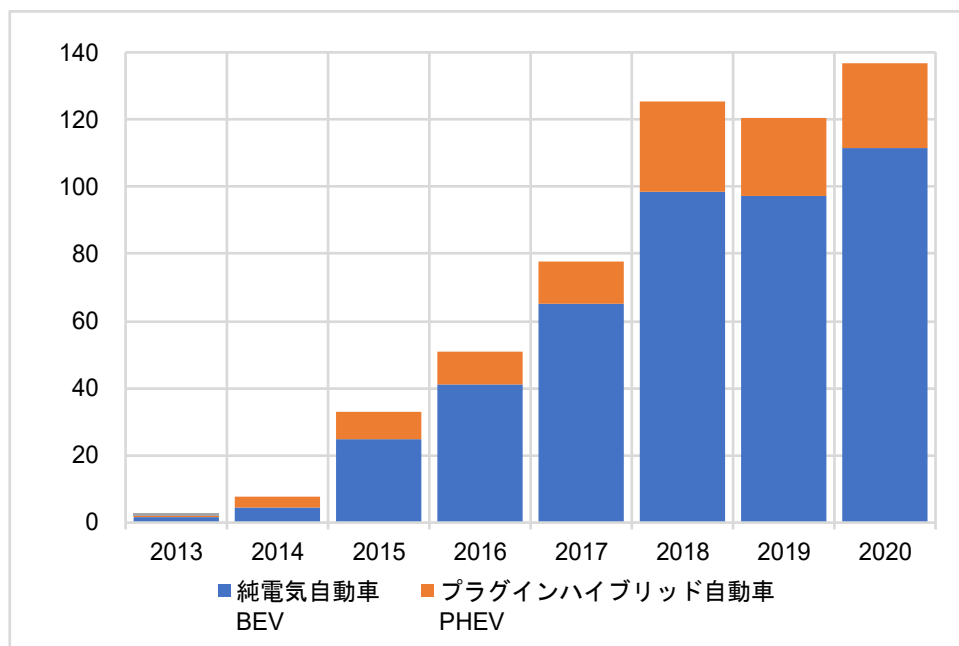
要約

中国では電気自動車（Electric Vehicle : EV）の生産拡大に伴い、今後は使用済み EV の大量発生が予想されている。しかし自動車産業の静脈産業の発展は遅れており、特に EV 用電池のリサイクルが課題である。今後の EV 産業の持続可能な発展のためには、自動車産業に拡大生産者責任（EPR : Extended Producer Responsibility）の考え方を導入し、EV 用電池のリサイクル産業を育成する必要がある。

1. はじめに：脱炭素にむけた自動車産業

中国の習近平主席は 2020 年 9 月の国連総会で、中国は二酸化炭素排出量を 2030 年までに減少に転じさせ、2060 年にはカーボンニュートラルを目標とすると述べた。実際、自動車業界では脱炭素の動きが加速している。中国の原油の対外依存度は 70%を超えており、エネルギー自給の向上という面で、EV の発展は国家戦略として位置づけられている。2020 年の中国での EV の生産は 136.6 万台、販売台数は 136.7 万台であり、それぞれ前年比 7.5%と 10.9%の成長であった。2020 年末の EV の登録台数は 492 万台に達し、自動車登録台数全体の 1.75%になった。中国はすでに世界最大の EV 市場である。

図 中国における電気自動車の年間販売台数の推移 （単位：万台）



出所：中国自動車流通協会『中国自動車市場年鑑』、中国商業出版社、(2012-2021 各年版)
より筆者作成。

上掲の図は、中国での EV の年間販売台数と成長率を示している。ここでの EV とは、電池式の純電気自動車 (Battery electric vehicle : BEV) とプラグインハイブリッド車 (Plug-in hybrid electric vehicle : PHEV) を意味している。2013 年以降、EV の販売台数は増加傾向であるが、2018 年以降、BEV の販売台数は約 100 万台、PHEV の販売台数は約 25 万台で推移している。2020 年の BEV と PHEV の販売台数はそれぞれ 111.5 万台と 25.1 万台であった。2020 年に国务院弁公庁は「新エネルギー自動車産業発展計画」を発表し、2025 年までに EV の販売台数は新車販売台数の 20%前後に達すると予想した。もし、2025 年の新車販売台数が 3,000 万台とすれば、EV の販売台数は現状の 140 万台から 600 万台に達することになる。同計画では、都市バス、タクシー、公用車、カーシェアリングなどで EV の利用が進むことで、自動車産業と電力産業、他の交通産業、情報通信産業との連携が促進されるだろうと予測している。

2. 使用済み EV のリサイクルについて

使用済みの EV を処理する場合、車体部分のリサイクルもさることながら、電池のリサイクルが大きな課題である。現状では中国で使用済み EV の回収に関する法制度はなく、EV にも「自動車強制廃棄基準規定」が適用される。つまり、使用済み EV の廃棄基準は従来型のガソリン車と同じで、運営用車両の使用年限は 8 年で、自家用乗用車の走行距離の上限は 60 万キロである。一方で EV の使用年数はその構造上、電池の寿命と密接な関係がある。現在では中国の EV 用電池の寿命は 5~8 年であり、引き続き EV の車体を使いたいなら、電池を新品に交換しなければならない。電池は EV の核心部品であり高価でもある。ただ一方で EV の技術進歩は速いため、仕様が古くなるのも速い。例えば 2017 年の新車 EV 車は、1 回の充電で走行できる距離が 150 キロのものが主流だったが、翌 2018 年の新車 EV の大部分は、1 回の充電で走行できる距離は 300 キロに倍増した。そのため、EV の所有者のほとんどは、電池が寿命となった場合、走行距離の上限に達していなくとも、電池の交換はせず新たな EV 車を購入する。現状では、EV の使用年数は電池の寿命とほぼ同じと考えてよい。

3. EV 用電池のリサイクルについて

EV の発展に伴って、使用済み EV 用電池のリサイクルは大きな課題である。EV 用電池に含まれる銅、コバルト、マンガンなどの重金属は、自然界に放出されると地下水源や土壤に蓄積し、将来的には人間の健康に影響を与える懸念がある。一方で、廃棄電池の中のリチウム、コバルト、銅及びアルミニウムなどは、リサイクルされれば極めて高い価値がある。

中国政府もこうしたことから、2009 年以降様々な政策を打ち出し、車用電池の回収利用システムの整備を進めている。2009 年には、「新エネルギー自動車生産企業及び製品参入管理規則」を発表し、使用済み電池の回収管理能力を持つことが、EV 産業へ参入する企業の要件とした。2015 年には「EV 用の廃蓄電池を包括的に利用するための業界標準条件」、「EV 用電池のリサイクル技術方針」、2016 年には「拡大生産者責任制度の実施計画」、2017 年には「EV 用電池の回収と利用管理のための暫定措置」、2018 年には、「新エネルギー自動車用動力蓄電池のリサイクル管理に関する暫定弁法」を発表した。その中で、拡大生産者責任 (Extended Producer Responsibility : EPR) 制度を適用し、自動車メーカーが EV 用電池を回収する責任を担い、EV 用電池メーカーが電池のリサイクルの責任を担うことが規定された。また、同年 7 月には「EV 用電池の回収と利用のトレーサビリティ管理に関する暫定規定」を発表し、徐々に電池回収管理システムを確立し始めている。

こうした政策が実施される中で、産業界では EV 用電池の回収に対する関心が高まっている。しかし現段階では、電池規格の標準化やリサイクル技術の標準化も進んでおらず、EV 用電池の回収コストが高いこともあり、EV 用電池の回収率は高くない。また、中国には、リサイクルに関する厳格な監視体制がない。したがって、政府が認証した正規業者に使用済み電池が持ち込まれる量はわずかであり、多くは処理費用が安い非正規業者に持ち込まれ、正規の方法で処理されていない。当然のことであるが、使用済み電池の全量を政府が認証した正規の回収ルートに乗せることがなによりも重要である。

4. 結論

現在、中国の EV 産業は導入期から成長期に移行している。「炭素中立（カーボンニュートラル）化」をはじめとする環境面の政策目標を達成するため、使用済み EV の回収は、EV の普及と同様に重要課題である。現段階では、中国には EV 用電池の回収産業の市場規模は大きくない。一部の大企業は EV 用電池の回収を始めているが、そのリサイクル費用はリサイクルした資源の価値より高く、電池の回収企業単体ではビジネスとして成り立たない。欧米及び日本の先進国は過去のガソリン車や鉛蓄電池のリサイクルの経験を生かし、すでに EPR に基づいて EV 用電池回収の体制を構築している。中国でも EPR を原則とした使用済み EV のリサイクルシステムを構築する必要がある。回収技術の標準化及び回収インフラの整備とともに、自動車メーカー、電池メーカー、ディーラー、消費者の責任分担を明確にする法制度が必要である。

(執筆者連絡先)

中南財經政法大学



経 済

加速する少子化 ～ 産業高度化と人手不足の克服が成長持続のかぎ

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

調査部

研究員 丸山健太

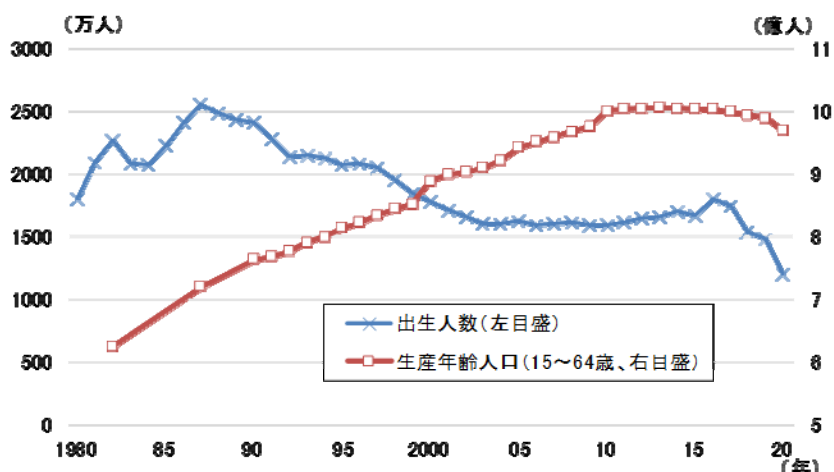
1. 中国の少子化問題

人口動態面から見た中国経済にとって最大の懸念は、現役世代に当たる生産年齢人口（15～64 歳人口）の減少である。その背景には、出生数の大幅な減少、すなわち少子化の加速がある。中国の出生数は 1987 年の 2,550 万人¹ をピークに、2020 年には 1,200 万人と、「一人っ子政策」の影響によりおよそ 30 年で半分以下に減少した。こうした出生数の長期にわたる減少により、生産年齢人口は、2014 年に減少に転じた（図表 1）。

政府は少子化に歯止めをかけるため、2016 年に夫婦に 2 人目の出産を認め、1980 年頃から続いた「一人っ子政策」を事実上撤回した。また、2021 年 5 月に公表された 2020 年の国勢調査で、出生数が予想以上に減少していたため、産児制限を一段と緩和し、3 人目の子どもの出産を容認した。さらに、少子化の背景には、出産適齢期とされる 40 代以下の人々が、「一人っ子政策」のもとで育ったことで、一人っ子を当然視する意識を持っていることや、生活費、教育費など子どもを産み育てるコストの負担が大きいことがあるため、党指導部は 5 月末の政治局会議で、結婚適齢期の若者の恋愛、結婚、家庭に対する意識の変化を促す指導の強化と、教育費の引き下げ、税制・住宅面での支援強化などの方針を示した。

もともと、仮に政策が効果を上げ、出生数が増加に転じても、新生児が生産年齢人口に到達し、経済成長に寄与するようになるまでに相当な時間がかかる。

図表 1. 出生人数と生産年齢人口の推移



(注) 出生数は、公表されている人口と人口出生率（出生数÷人口）からの試算値
(出所) 国家統計局

2. 課題は産業高度化と人手不足の克服

このため、今後少なくとも 15 年程度は、生産年齢人口の減少が、中国の成長力の下押し要因とな

¹ 中国では、出生数は定期的に公表されておらず、出生数を人口で割った出生率のみ、毎年公表されている。本稿では、公表されている人口と出生率から出生数を試算した。

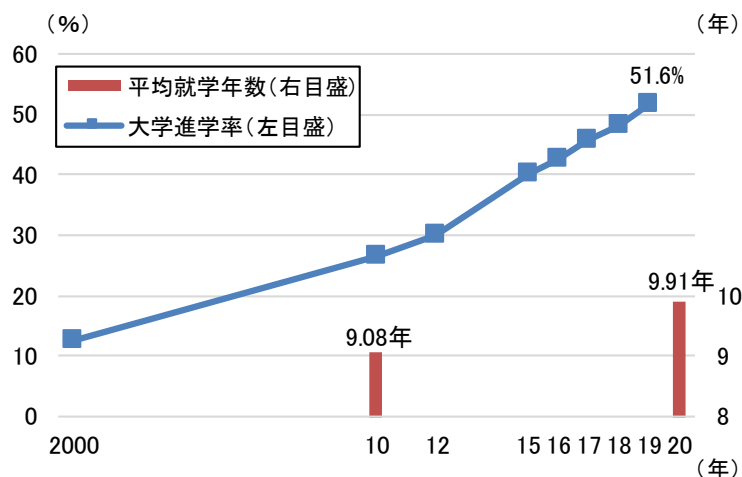
る。実際、生産年齢人口が減少に転じた 2014 年、習近平国家主席は中国経済が高度成長期を終え、「新常態」に入ったとの認識を示した。

そうした中、働き手の減少による経済成長への影響を克服すべく、2 つの対策が進められている。

第一は、産業構造の高度化の推進である。これまでの中国は、豊富な労働力を活かし、衣服や玩具、電気機械の組立などの労働集約的産業に強みを持っていた。しかし、働き手が減少に転じた現在、産業構造を資本・技術集約型に転換することが喫緊の課題である。そのため、2015 年に政府は新世代情報技術産業など 10 の重点分野を設定し、製造業の高度化を目指す「中国製造 2025」を打ち出すなど、産業高度化に向けた取り組みを進めてきた。

そこでかぎとなるのが、産業高度化の基礎となる働き手の「質」の向上である。「質」向上のために重要な教育水準を示す平均就学年数、大学進学率を見ると、日本の水準²には達していないものの、近年、急速に改善している（図表 2）。2021 年から開始された「第 14 次 5 カ年計画」でも、平均就学年数は経済社会発展の重要指標の 1 つとして重視されており、政府による教育の質向上に向けた取り組みの姿勢が鮮明になっている。

図表 2. 改善を続ける中国の教育事情



（出所）教育部「2019 年全国教育事業発展統計公報」、国家統計局「国勢調査公報」

第二は、生産やサービス現場の自動化の促進である。生産活動の自動化や高度化に資するロボット製造が、「中国製造 2025」の戦略重点分野の 1 つに指定された。これを受けて、製造業では工場でのロボット導入が進み、産業用ロボットの生産台数は、2020 年には 2014 年の 18 倍に急増した。また、飲食業においてロボットによる無人化、省人化が進んだ「スマートレストラン」が増えるなど、サービス業の現場でもロボットの導入が進んでおり、少子高齢化に伴う働き手の減少に対応する動きが広がっている。

中国の出生数は足元にかけて大幅に減少しており、生産年齢人口の減少ペースも今後一段と加速する。そうした中、産業高度化のための人材育成や、人手不足克服のための省力化の取り組みを進め、持続的な経済成長に結び付けることが、人口動態面から見た中国経済の喫緊の課題といえよう。

（執筆者連絡先）

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : k.maruyama@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>

² 日本の平均就学年数は 11.5 年（2014 年、UNDP「人間開発報告書 2015」より）、大学進学率は 58.6%（2020 年、文部科学省「令和 2 年度学校基本調査」より）。



人民元レポート

金融政策を緩和方向に傾けた人民銀

三菱 UFJ 銀行
グローバルマーケットリサーチ
シニアアナリスト 井野鉄兵

7 月のレビュー

中国人民元対ドル相場は 6.46 台前半で取引開始。6 月の米 FOMC 後には、一時、ドル高人民元安が進行したものの、同月終盤以降は 6.4 大台後半で方向感に欠く展開が続いた。7 月 6 日に中国人民銀行元高官が利下げを主張したほか、翌 7 日には内閣にあたる国務院が預金準備率 (RRR) 引き下げを提言するなど、俄かに金融緩和論が台頭。国債利回りにも低下圧力がかかり、9 日夕刻に人民銀が RRR 引き下げを公表するまで、人民元はじり安に推移した。もっとも、米国債利回りの低下も続き、中米金利差は人民元相場を下押しするほど縮小しなかった。結局、6.49 台では底堅く推移する時間帯が続いた。ただ、中国当局が民間企業への規制を強めると、26 日には関連するセクターの株価急落が中国株全体に伝播 (後述)。翌 27 日には、オフショア取引主導で人民元安も進行し、オンショア取引でも 4 月以来となる 6.5 大台に下落。6.51 台前半まで下げ幅を拡大した。28 日には地場紙が「政策 (意図) の誤解、経済のファンダメンタルズに変化なく、相場はじきに安定」との論評を掲載。人民元相場は落ち着きを取り戻し、米 FOMC 後の 29 日にかけて 6.45 台まで急回復している。一方、対円相場は直近高値圏の 17.20 前後で取引開始後、リスク回避の円高も意識されるなか、断続的に水準を切り下げた。月後半には 17 大台を割り込んでいる。

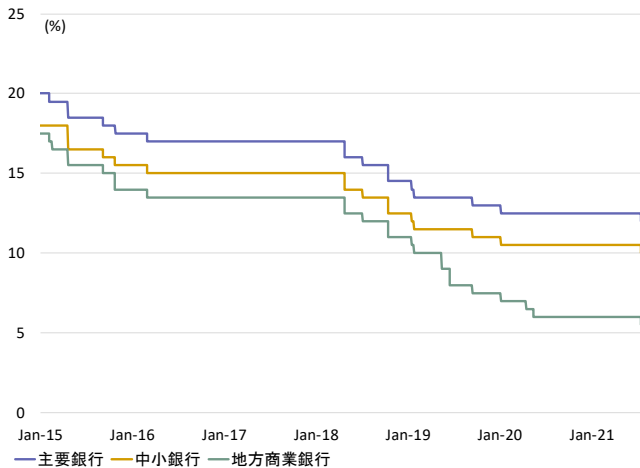
想定外の預金準備率引き下げ

人民銀は 7 月 15 日に RRR を引き下げた。すでに RRR が 5% となっている一部の金融機関を除き、遍く 0.5% ポイント引き下げるものだ (第 1 図)。今回の対応で、全金融機関の RRR 加重平均は 8.9% に低下し、およそ 1 兆元の資金が市中に供給される。人民銀は、「金融機関の資金調達構造を最適化し」「実体経済をサポートする」ことが狙いと説明したうえで、「金融機関が預金準備率引き下げを積極的に活用して中小企業支援を強化するよう指導する」とした。昨年後半以降の人民元高進行に加え、この数カ月は商品価格が上昇した一方、価格転嫁は進まず、特に価格決定力の低い中小企業の業績悪化が懸念される。金利の引き下げ等、銀行貸出を後押しすることで、中小企業の資金繰りを下支えする狙いということだろう。

人民銀は RRR の引き下げ後、今回の措置を「金融政策が正常に戻ったあとの通常のオペレーション」と説明している。年初来の「穏健な金融政策」という基本スタンスは変更しないとも繰り返している。人民銀としては、今回の措置を金融緩和とは位置付けていないことを示唆した。当局の想定を超える商品価格の上昇は、一旦調整したものの、再び上昇圧力がかかっている。目先は、インフレ懸念と企業業績悪化懸念の狭間で、金融当局は難しい舵取りを迫られよう。実際、今回の RRR 引き下げ直前には、人民銀元幹部が利下げを主張していたこともあり、一部では、事実上の政策金利とされる最優遇貸出金利 (LPR: ローンプライムレート) の引き下げ期待も熾っている (第 2 図)。今年序盤を振り返ると、金融政策についてはむしろ引き締め観測が優勢だったことに鑑みると、RRR 引き下げという事実上の金融緩和や利下げ期待の台頭は、足もとの景気回復が当局の想定に届

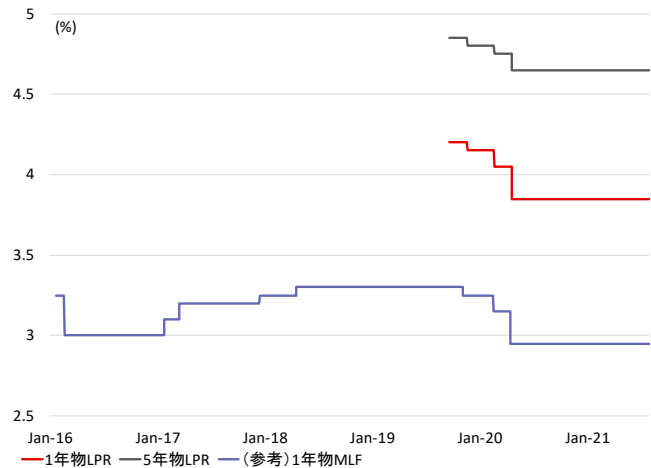
いていないことを示唆するものと言っていいだろう。したがって、利下げを含めた追加的な金融面での対応も想定しておくべきとみておきたい。具体的には、1 年物 LPR 引き下げに踏み切る可能性があると考えている。

第 1 図：預金準備率



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 2 図：最優遇貸出金利



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

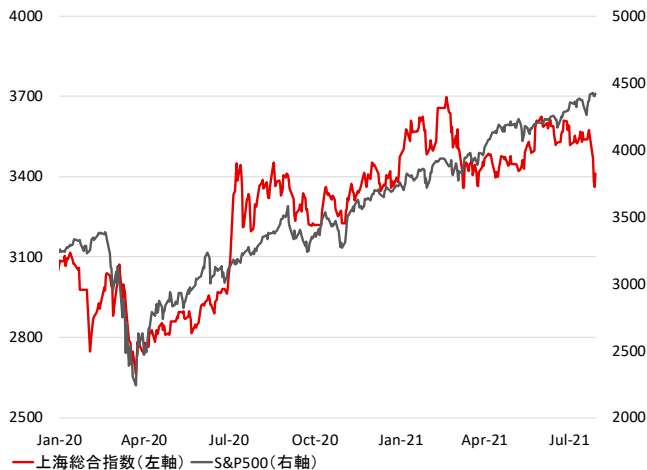
国内では企業に対する規制が相次ぎ、株価の調整が顕著

翻って国内金融市場では、月末にかけて株価が大きく調整した。代表的な上海総合指数は、28 日にかけて年初来安値に迫る勢いで下げ幅を拡大。この間、史上最高値を更新した米国株等とは対照的な動きとなった (第 3 図)。中国株調整の背景には、当局が一部産業への規制を強めていることに対する懸念がある。株価急落のきっかけとなったとして大きく取沙汰されているのは、24 日に国営メディアが報じた営利目的の個別学習指導 (学習塾) の禁止措置、教育関連セクターへの外資規制強化であろう。政府は目下、少子化対策に取り組んでおり、その要因である家計の負担を軽減することが目的と説明する。ただ、これまでもハイテクセクターなどを筆頭に、民間企業への規制を強化してきたこともあって、その範囲を拡大させる意図があるのではないかと解釈から、海外勢中心に投資家の心理を悪化させたようだ。このため、株式市場では幅広いセクターに売りがみられ、指数全体の急落を招いた。

かかる環境下、為替、債券を含む中国金融市場全般に動揺が拡大し、27 日には人民元の対ドル相場もオフショア取引主導で下落した。4 月以来となる 6.50 大台に到達し、6.51 台まで下げ幅を広げた (第 4 図)。7 月の人民元相場は、6.47 台前後で概ね横ばい圏の値動きが続いていたが、突如変動をみせた格好だ。オフショア取引主導の下げゆえに、株安との関連、すなわち海外投資家による資金流出がトリガーを弾いたものと推察される。

もっとも、28 日以降は金融市場の懸念を払拭させるようなコミュニケーションが図られた。中国共産党系経済紙による「誤解」とする論評に各紙が追随し、システムリスクは「存在しない」といった見解や、「人民元建資産は依然魅力的」「機関投資家にとっては絶好のポジション構築機会」といった論調が相次いで示された。このほか、証券管理委員会が外資系大手金融機関との会合を持ったとの報道もある。かかる対応が奏功した為か、29 日には株価が小反発し、人民元相場は 6.45 台まで急回復している。

第 3 図：中国・米国主要株価指数



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 4 図：人民元対ドル相場



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

対ドル相場での下落余地探る展開へ

年初来でみると、結局のところ対ドル相場に明確な方向感はおらず、2018 年来の高値圏にとどまる。一方、当局が重視する CFETS 人民元指数は右肩上がりのトレンドが続いており、7 月半ばにかけて直近高値を更新していた (第 5 図)。この点、前段の中小企業支援という意味でも、月終盤の対ドル相場下落は渡りに船といったところだっただろう。

米 FRB は金融政策正常化 (テーパリング) 着手を市場に織り込ませるべくコミュニケーションを繰り返すなか、外国為替市場ではリスク回避的なドル高 (乃至円高) が意識されやすく、7 月末の人民元安はその一例とも考えられよう。一方、中国側は、金融政策をどちらかと言えば緩和方向に傾けたこともあり、中・米の方向性に差があるとの意識が浸透しつつある。米長期金利の低下もあって、両国の利回り差縮小には至っていないものの、当面は対ドル相場での人民元安推移が容認されやすい環境とみていいだろう (第 6 図)。したがって、向こう一年の人民元相場の予想レンジ (トレンド) を人民元安寄りに変更する。

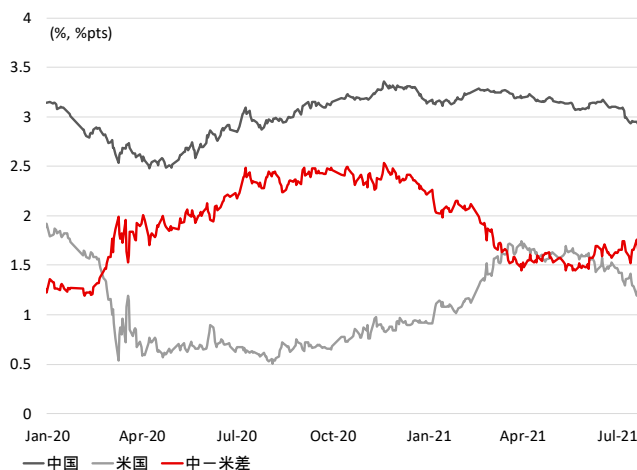
なお、8 月中については、ひとまずは 3 月末・4 月初の安値圏 6.57 台が下値の目処となろう。ごく目先は、本稿執筆時点で 6.51 台前半の 200 日移動平均線との攻防に注視したい。同線を下抜ければ昨年 7 月 6 日の逆転となる。仮に同線がサポートとして機能した場合には、短期的な人民元安のモメンタムは低下。6.4 大台終盤で方向感なく推移する時間帯に回帰しよう。一方、対円相場は短期的に 17 大台を回復できるかの攻防が続くそう。中期的には円高も意識されるなかで、緩やかに水準を切り下げるとみておきたい。

第 5 図：CFETS 人民元指数と対ドル相場



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 6 図：米・中長期金利、同較差



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

予想レンジ

	21 年 8 月～9 月	10 月～12 月	22 年 1 月～3 月	4 月～6 月
USD/CNY	6.30～6.70	6.35～6.75	6.35～6.75	6.35～6.75
CNY/JPY	16.5～17.4	16.4～17.3	16.2～17.2	16.0～17.0

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2021 年 7 月 30 日)

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ

シニアアナリスト 井野鉄兵

Tel : 03-6214-4185 E-mail : teppei_ino@mufg.jp

**税務会計:簡易手続きによりユニラテラル APA 申請が可能に**

KPMG中国

税務部

平澤尚子

概要

中国国家税务总局は2021年3月19日付で、「ユニラテラル APA に適用される簡易手続き事項に関する公告（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」）およびそれに係る政策解説文を公布した。募集の期間は同年4月18日までとし、国家税务总局のホームページおよび書簡を通じて民間の意見を求めた。このことから、現行の APA（Advance Pricing Arrangement: 移転価格税制に関する事前確認）制度の執行を継続させながら、手続き上、比較的簡単なユニラテラル簡易 APA（以下、「簡易 APA」）への移行を推進していると言える。

簡易 APA 制度が始動すれば、納税者は中国税務局とユニラテラル APA を締結できるようになる。ユニラテラル APA は一国との合意であるが、移転価格リスクを低減させるための一つの選択肢となり得る。

背景

近年、中国政府は税収を取り巻くビジネス環境の整備・改善を非常に重視してきた。実際、中国税務当局は、納税者のために各種サービスのクオリティ向上に努めている。中国税務当局は、税務コンプライアンスを徹底している納税者に対し、移転価格リスクの低減、中国事業展開の現実性の向上を掲げ、APA 制度の活用を推奨している。また、中国税務当局にとっても、この制度の活用によって徴税コスト削減が見込める。しかし、これまでの実務では、納税者は常に煩雑な APA 申請の交渉・締結手続き、長い審査期間などの問題に直面してきた。ユニラテラル APA 締結までの効率をより向上させ、納税者が移転価格の現実性を獲得し、中国での持続的な経営が可能となるように、中国税務総局は深圳、広東におけるパイロットプログラムをはじめ、今後は国内全域で簡易 APA を推進しようとしている。

主な内容**●簡易手続きの適用範囲：ユニラテラル APA**

今回導入された簡易 APA 手続きの適用対象はユニラテラル APA のみであり、バイラテラル APA およびマルチラテラル APA は適用対象外であると意見募集稿では明記している。

●簡易手続きのプロセスおよび期限：簡易プロセスにより、申請から締結までの時間を短縮

簡易手続きの締結プロセスは申請評価、協議締結と監督実施の3段階に分けられる。具体的には以下のとおりである。

簡易手続きにおける締結までのプロセス			
段階	申請評価	協議締結	監督実施
納税者	主管税務機関への申請提出。	- 税務機関への補充資料提出。 - 税務機関との協議。	毎年、年度報告を提出。
税務機関	- 分析評価し、機能とリスクに係わる現場インタビューを行う。 90 日以内に納税者に「税務事項通知書」を送付し、申請を受理するか否かを告知する。 評価結果 受理 税務事項通知書の送付 受理せず 税務事項通知書を送付し、理由を説明	- 納税者の関連者取引が独立納税者間原則に従っているか否かに関する協議。 - 納税者に申請を受理する「税務事項通知書」を送付してから 6 カ月以内に協議完了。 協議結果 合意 ユニラテラルAPA締結 不合意 税務事項通知書を送付し、簡易手続きを中止	監督実施
所要期間	(3 カ月) 注1+90 日	6 カ月+補足資料提供時間 注2	APA 期間

注1：納税者は申請前の 10 納税年度内において、関連税制に基づいた APA を執行せず、または、移転価格調査の調整を受けたことがないことを前提とし、少なくとも申請 3 カ月前に、「国家税務総局の関連者取引申告および移転価格同時文書化の管理に関する公告」（国家税務総局公告 2016 年第 42 号、以下、42 号公告）に基づく直近 3 納税年度の移転価格同時文書を税務局に提出する必要がある。

注2：協議期間において、税務局は納税者に関連資料の補足提出を要求することができる。ただ、納税者の補足資料提出時間は上記期限の 6 カ月内に算入されない。

●簡易手続きの対象納税者：税務コンプライアンスを徹底している納税者

「国家税務総局の事前確認制度の改善事項に関する公告」（国家税務総局公告 2016 年第 64 号、以下、64 号公告）で定められた手続きと比較して、簡易手続きは 64 号公告で規定された関連者取引の規模に加え、納税者の税務コンプライアンスをより厳しく要求しており、納税者が下記 2 条件を同時に満たす場合、簡易手続きを申請することができる。

条件 1：納税者の APA 申請期間より前の 3 納税年度において、毎年に関連者取引金額が 4,000 万元以上であり、かつ

条件 2：納税者が下記 3 条件のいずれかを満たすこと。

- 1) 簡易手続き申請の少なくとも 3 カ月前に、税務機関に 42 号公告の規定に従った直近 3 納税年度の移転価格同時文書を提供する。
- 2) 直近 10 納税年度内に APA を実施したことがあり、かつ実施結果が合意内容を満たしている。
- 3) 直近 10 納税年度内に税務機関の特別納税調査・調整を受け、かつすでに事案が終了している。

同時に、「意見募集稿」では、下記の場合に税務機関は納税者の簡易手続きの申請を受理しないことを明らかにしている。

- ✓ 簡易 APA 適用期間において納税者の関連者取引、経営環境と機能リスクに過去年度と比較して、実質的な変化が発生している場合。
- ✓ その他の 64 号公告における要求と類似する状況：
 - ・ 納税者が税務局より実施される移転価格調整を受けており、かつまだ決着に至っていない場合。
 - ・ 納税者が税制に基づき、関連業務往来報告表を記入していない、または記入間違いがある場合。
 - ・ 税制に基づき、同時文書等を準備してない等のコンプライアンス問題が存在する場合。
- ✓ 同時に 2 つ以上の省、自治区、直轄市、計画単列市の税務機関をまたぐユニラテラル APA は当面、簡易手続きを適用できない。
- ✓ 簡易 APA 実施期間において、納税者に実質的な変化が生じたことにより、APA 執行の停止を余儀なくされた場合、納税者は簡易手続きの再申請を行ってはならないが、64 号公告の規定に基づき、一般手続きに基づくユニラテラル APA を再申請できる。

●その他 64 号公告と類似する内容

「意見募集稿」および国家税務総局の解説文より、簡易 APA は、手続き以外のその他の面において、基本的に 64 号公告の規定を継続して適用しており、それには以下を含む。

申請資料に含まれるべき情報：

簡易手続きでの申請報告内容と 64 号公告で定義された APA 申請のドラフトにおいて、求められる開示内容は基本的に一致しており、バリューチェーン分析、ロケーション・セービング、マーケット・プレミアムなどの地域性特別要因に対する配慮などは全て開示内容に該当する。

APA 適用期間と遡及期間：

64 号公告の規定と実質的に一致し、簡易 APA の適用年度は、主管税務機関が納税者にその申請を認める「税務事項通知書」を送達する日が所属する納税年度から 3～5 納税年度である。また、納税者は申請提出時に、過去年度への遡及適用を選択するか否かを選択できる。

さらに、「意見募集稿」および国家税務総局の解説文では、具体的に規定されていないその他のユニラテラル APA 事項は、全て 64 号公告の規定に基づき実施することとしている。64 号公告は、APA 管理の基礎的な規定であり、簡易手続きの正式な公布と実施は 64 号公告の有効性に影響しない。「意見募集稿」における簡易手続きと 64 号公告における一般手続きは共存し、条件に適合する納税者は自身の状況に応じて選択することができる。2 つの手続きの下で達成されるユニラテラル APA は、同等の法的効力を有する。

著者の所見

簡易 APA 手続きの公布および実施は、税務コンプライアンスの高い納税者に、中国の移転価格リスクを軽減し、税収の確実性を向上させるための一つの選択肢となり得る。

1) プロセスの簡易化と明確な審査期間の設定により締結に至るまでを加速化

「意見募集稿」では、税務機関は簡易化プロセスおよび重要なプロセスに対する税務機関の審査期間の設定、並びに対象納税者の選定において、より高い税務コンプライアンス要件の設定を通じて、制度の設計から簡易手続きの迅速な推進を保証することを図っている。

プロセスの簡素化：

簡易手続きの最大の注目点は、APA プロセスのスピードが大幅に削減されたことである。64 号公告より、一般手続きにおける APA プロセスは、予備会談、協議意向、分析評価、正式申請、協議締結、監督実施の 6 段階に分けられるが、簡易手続きでは上記プロセスを 3 つの段階に縮めている。プロセス短縮化により APA の締結までの速度が加速されることが期待される。

審査期限の明確化：

簡易手続きのもう一つの注目点は、税務局の受理申請に対して、評価協議等のプロセスに対する明確な期限を設定していることである。「意見募集稿」の要件により、理論上、納税者は最短で 9～12 カ月以内に全体締結までのプロセスを完了することができる。一般手続きと比較すると、全体締結までの所要時間は大幅に短縮される。

2) 一般手続きと簡易手続き

「意見募集稿」は 64 号公告をベースとして、条件に適合する納税者がユニラテラル APA を申請する際、プロセス上の特別規定を適用できるが、64 号公告の APA の一般的な内容に関する規則は変更されていない。意見募集稿における簡易手続きと 64 号公告で定められた一般手続きは共存し、納税者がプロセスを選択する際、下記区別を理解する必要がある。

64 号公告による一般手続きと簡易手続きを比較すると、ユニラテラル APA における申請手続きの迅速化と審査の効率を改善し、全体締結を加速している。また、税務局の簡易手続きの実施のリスクを軽減するため、下記状況下における納税者はより受理されやすいと予想される。

- ✓ 納税者の過去年度の移転価格におけるコンプライアンス度が高い場合。
- ✓ 納税者は過去数年間に於いて移転価格調査の調整を受け入れた、若しくは APA を実施したことがあり、これにより税務局は納税者の過去年度における移転価格リスクが比較的低いと判断しやすい場合。
- ✓ 申請納税者の APA 期間の関連者取引、経営状況および機能リスクが、前年度から実質的に変化しておらず、かつ税務局が前年度の納税者の利益に対する監督管理を通して、納税者状況を把握している場合。

「意見募集稿」の簡易手続きはユニラテラル APA にしか適用できない。ユニラテラル APA とは、中国税務部門と中国納税者の間での将来年度における関連者との取引価格の設定および利益水準についての協議と合意である。このため、理論上、ユニラテラル APA を通じての国外関連者取引から生じる中国と他国（地域）間における二重課税のリスクの低減・排除はできず、これに関しては二国間または多国間の APA による解決が依然として一般的である。

3) 納税者の通常移転価格資料の品質に対してより高い要件を提示

「意見募集稿」では、納税者は前年同期の 42 号公告の要件を満たす過去年度の同時文書を提出し、同時に、申請会社の関係者取引申告書等の税務情報の品質と正確性についてより高い要件を明確に提示している。このため、納税者が簡易手続きによる迅速なユニラテラル APA の締結を目指す場合、移転価格同時文書などの移転価格に関連する申告資料のコンプライアンスレベルを向上させ、情報開示の完全性と正確性に注意を払う必要がある。

4) 簡易 APA の締結が二国間または多国間 APA 申請に与える影響

簡易 APA 手続きが今後、正式に実施され推進された後、多国籍企業グループの国内納税者と中国税務局間で締結するユニラテラル APA の件数が増える可能性がある。国や地域間の二重課税のリスクを軽減あるいは排除するため、簡易 APA 手続きを申請する国内納税者の海外の関連会社や

グループ本部が今後、二国間または多国間 APA の申請を希望する場合がある。

これに対して、申請中あるいは実施されている中国側の簡易 APA 手続きが後続の二国間または多国間 APA の申請に影響を与えるかどうか、また簡易 APA 手続きの結果が今後の相手国との協議にどのような影響を与えるかについて、多国籍企業納税者は十分に分析・検討する必要がある。多国籍企業納税者は過年度の利益水準、移転価格ポリシー、グループのバリューチェーンなどの状況に関して、全面的に整理と分析を行い、将来年度の経営状況および各納税者の機能・リスクのポジショニングや利益配分に対して合理的に予測を行ったうえで、簡易 APA 申請の必要性および税務局の受理条件を満たすかなどを総合的に判断することを推奨する。

簡易 APA を申請する場合、税務機関の納税者の資料クオリティに対する高い要求を満たすため、納税者は移転価格同時文書などの移転価格に関連する申告資料のコンプライアンスレベルを注意し、かつ向上させるとともに、情報開示の完全性と正確性に注意する必要がある。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国

税務パートナー

平澤尚子

中国上海市静安区南京西路 1266 号恒隆広場第二期 26F

Tel : +86-21-2212-3098 E-mail : naoko.hirasawa@kpmg.com

**法務: 中国における独占禁止関連法令と実務の最新動向**

北京市金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)

パートナー弁護士

中国政法大学大学院 特任教授

劉新宇 (Liu Xinyu)

I はじめに

近年、中国の独占禁止分野は変革期を迎えている。法令規定の領域においては、2020 年 1 月に中国独占禁止法（以下、「独禁法」という）改正草案意見募集稿が公表されたほか、前後して複数の新しい規定やガイドラインが公布された。また、法執行の領域においては、2020 年 12 月から 2021 年 4 月にかけて、複数の大手インターネット企業に対して事業者集中申告義務の不履行を事由に処罰が科されたり、2021 年 4 月には市場支配的地位の濫用を事由に中国史上最高額の過料が科されたりするなど、国内外の注目を集める事例が相次いだ。本稿では、2020 年以降の独禁法をめぐる法制定の動向を解説するとともに、近時の処罰実例について論ずる。

II 近時の独占禁止関連法令の動向

独禁法の施行から 12 年目を迎えた 2020 年以降、これまでの実務の蓄積に伴い、同法をめぐる関連法令の制定と改正の動きが一層活発化している。以下、中国で事業を展開している日系企業にとって重要と思われる独禁法改正の内容及び新たに制定されたガイドラインの要点、並びに実務上注意すべきポイントについて解説したい。

1. 独禁法改正草案

独禁法については、罰則の軽さや事業者結合申告の義務が付けられる取引の範囲が広すぎるなど種々の問題が指摘されていた。これを受け、2017 年にその改正作業が始まり、第 13 期全国人民代表大会常務委員会（任期 2018 年 3 月～2023 年 3 月）において独禁法が立法計画に組み込まれた。2020 年 1 月 2 日には国家市場監督管理総局公式サイトで独禁法改正草案意見募集稿（以下、「本改正草案」という）が公表され、2021 年 4 月に公布された全国人民代表大会常務委員会の 2021 年立法計画においても、独禁法の改正が掲げられた。よって、年内にもその正式な改正があるものと予想される。

この改正草案は、現行独禁法の基本的な枠組みを変更するものではないが、申告義務不履行に対する処罰の強化、申告義務の有無の判断にあたって重要な概念となる「支配権」に関する定義、さらには独占協定（カルテル）の締結を幫助する行為にも規制の範囲を拡げ、まだ実施していない独占協定締結への処罰の強化、インターネット関連事業者の市場支配的地位の認定に関する条項を追加し、罰則を著しく強化（刑事責任にも言及）する。また、独占協定適用除外の厳格化、中央官庁たる独禁局が地方に出先機関を設置することを認めるなど、規制強化の方向性を示している¹。

2. 具体的な規制としての 4 つのガイドライン

2020 年 8 月に国务院独占禁止委員会は、特定の業界における規制や独禁法の具体的な制度に関する実務的な指針として、「自動車業界に関する独占禁止ガイドライン」、「知的財産分野に関する

¹ 中国独禁法及び 4 つのガイドラインの改正動向などの詳細については、拙稿「中国独禁法の改正動向と 4 ガイドライン」公正取引 2020 年 10 月号 69 頁参照。

独占禁止ガイドライン」、「横の独占協定案件に関するリニエンシー制度適用ガイドライン」及び「独占案件事業者承諾ガイドライン」という4つのガイドライン（以下、「四ガイドライン」と総称する）を公布した。独禁局・地方独禁法執行機関の実務及び司法機関の判断にとって多大な参考的価値を有するこれらのガイドラインは、膨大な内容が規定されているが、ここではそのうち重要なポイント3つに絞り解説したい。

(1) 自動車業界に関する独占禁止ガイドライン

このガイドラインによると、縦の価格関連独占協定（転売価格の固定、最低転売価格の制限を含む）は原則禁止される。一方で、短期（現段階では9か月）にとどまる新エネルギー車の価格制限、仲介の機能しか有しないディーラーに対する価格制限、政府調達における転売価格の制限、電子商取引における協力的な機能しか有しないディーラーに対する価格制限など、適用除外を主張し得る事由が定められている。

また、「希望小売価格」、「指導価格」、「最高価格の限定」などについて、総販売会社の一方的な圧力や奨励などにより多くのディーラーがそれに従い価格をほぼ同一水準に設定した場合には、実質的に転売価格の固定、最低転売価格の制限の効果があったものとみなされる。

(2) 知的財産分野に関する独占禁止ガイドライン

このガイドラインは、まず知的財産権の濫用による競争の排除・制限行為にも独禁法が適用されることを明確化している。そのうえで、行為の成否の判断にあたっては、知的財産権の特徴を考慮する必要があり、知的財産権を有するからといって直ちに関連市場において市場支配的地位ありと判断するのではなく、個別の状況による効率及びイノベーションへの積極的な影響を考慮する必要があると定めている。

また、独禁法が明確に定める独占協定の類型を除き、その他知的財産に関する行為により独占協定が成立するか否かの判断につき、セーフハーバー制度²がこのガイドラインにより導入された。

(3) 横の独占協定案件に関するリニエンシー制度適用ガイドライン及び独占案件事業者承諾ガイドライン

これら2つのガイドラインは、リニエンシー制度及び事業者承諾制度の適用に関する詳細である。例えば、リニエンシー制度の適用については、独禁当局との早期の相談、当局への正式な報告の時期とその内容、提出を要する証拠、報告の登記制度などについて定めており、将来の実務にとって大いに参考となる。

3. 「プラットフォーム経済分野に関する独占禁止ガイドライン」の公表及び実務への影響

全6章から成るこのガイドラインは、強制的な執行力はないものの、その内容はインターネット企業がコンプライアンス制度を整備する際に参考に値する。

このガイドラインでは、主にプラットフォーム経済の分野における関連市場の画定、市場支配的地位の濫用の認定及び事業者結合などの問題について定めている。当該分野における独禁法運用の特別な分析方法、考慮すべき要素などを広く整理するとともに、それら重大な問題に対する当局の見解を示している。

² これは、①競争関係がある複数の事業者の関連市場における市場シェアの合計が20%を下回り、若しくは事業者とその取引相手それぞれの各関連市場における市場シェアが30%を下回る場合、又は、②関連市場における市場シェアの獲得が難しく、かつ、関連市場において、各当事者が支配し得る技術のほか、合理的なコストで4つ以上の他の事業者により独立支配されている代替技術がある場合、市場競争に対する排除・制限の影響はないものと推定し得るという制度である。

プラットフォーム経済をめぐっては、独禁法上の複雑な課題が多数存在し、当該分野における取締り強化が予想されるなか、このガイドラインは、インターネット業界向けの初の業界的独占禁止ガイドラインとして公表された。これを受けて、中国の独占禁止分野の法執行・コンプライアンスに関する規則が急速に整備されていくものと予想される。企業においては、自社のビジネスモデルについて慎重に検討し、リスクを回避する対策を講ずることが必須となる。

4. 「事業者結合審査暫定規定」

2020 年 10 月に国家市場監督管理総局が公布した「事業者結合審査暫定規定」は、これまでの「事業者結合届出弁法」、「事業者結合審査弁法」などの関連法令とこれまでの法執行の実務を統合したものである。

この暫定規定では、国家市場監督管理総局が省レベルの市場監督部門に事業者結合申告の審査を委託することができると定めている。さらに、事業者結合案件の審査にあたって考慮すべき要素として、事業者結合に伴う経済効率、経営規模及び業界発展への影響などを挙げたほか、事業者結合申告義務の不履行に対する調査期限の短縮³に関する規定も設けられている。

独禁当局における法執行経験の結晶ともいわれるこの暫定規定は、事業者結合申告が身近な課題である日系企業にも大きく関わるものであり、その規定に従い企業買収又は合併などを行うことが求められる。

5. その他

中国においては、上述した規定のみならず、「事業者独禁法コンプライアンスガイドライン」をはじめとする関連法令やガイドラインが相次いで打ち出されている。上海、四川などの地域においても独占禁止に関連する地方規則が公布され、2020 年 12 月の中国共産党中央政治局会議においては、重大任務として「独占禁止の強化と資本の無秩序な拡張の防止」が初めて掲げられた。現在の法規定や政策は多岐にわたることから、企業においては専門家に意見を求めながら慎重に対応していくことが望まれる。

昨今の動向を見ると、独禁当局はより完備された法制度をもって独禁法の執行をさらに強化していくことが予想される。日系企業にとっても、独禁法の遵守は中国における事業活動の重要な課題といっても過言ではない。

Ⅲ 近時の独禁法処罰実務⁴

中国独禁法の執行強化は法制度の完備にとどまらず、2020 年以降においては、実務においても新たな動きが多く見られる。ここでは、表 1~3 のとおり近時の独禁法処罰事例をまとめ、企業として注意すべきポイントを解説したい。

³ 「事業者結合審査暫定規定」の公布前は、当局は事業者が資料などを提出してから 60 日以内に初期段階の調査を終えなければならない、と定められていたが、この暫定規定の第 52 条では、この期限が 30 日に短縮された。

⁴ 2020 年上半期における処罰事例については、拙稿「中国独占禁止法における規制厳格化の動向」ビジネス法務 2020 年 12 月号 127 頁参照。

表 1 カルテルに対する処罰事例 (2020 年以降)

NO.	処罰公表日	当事者	事由	処罰内容	処罰機関	業界
1	2020.5.6	広東省某市車検業界協会	横の独占協定の実施	協会に対して 40 万人民币元の過料	国家市場監督管理総局	車検
2	2020.6.1	広東省某市コンクリート企業 19 社	横の独占協定の実施	2016 年度売上高の 1% の過料	国家市場監督管理総局	コンクリート
3	2020.7.27	湖北省中古車関連企業 3 社	横の独占協定の実施	違法行為の中止、2019 年度売上高の 4% の過料	国家市場監督管理総局	中古車
4	2020.10.14	寧夏省中古車関連企業 11 社	横の独占協定の実施	2018 年～2019 年 6 月の違法所得の没収、2018 年度売上高の 4% の過料 強制加入させられた企業は処罰免除	寧夏回族自治区市場監督管理局	中古車
5	2020.10.15	上海市旅行業界協会、P 社など	横の独占協定の実施	協会に対して 20 万人民币元の過料 その他の企業に対して 2015 年度売上高の 1% の過料	上海市市場監督管理局	旅行
6	2020.11.2	浙江省某市中古車関連企業など 4 社	横の独占協定の実施	2011 年以降の違法所得の没収、各社の役割に応じて 2019 年度売上高の 4～5% の過料 2016 年 5 月に加入した企業に対して、2016 年 5 月以降の違法所得の没収、2019 年度売上高の 2% の過料	浙江省市場監督管理局	中古車
7	2020.11.2	安徽省自動車教習所 4 校	横の独占協定の実施	違法所得の没収、2018 年度売上高の 2% の過料	安徽省市場監督管理局	自動車教習
8	2020.11.19	海南省消防協会及びその会員企業	横の独占協定の実施	協会に対して 40 万人民币元の過料 その他の企業に対して 2018 年度売上高の 1% の過料	海南省市場監督管理局	消防
9	2020.11.30	江蘇省自動車教習所 9 校	横の独占協定の実施	違法行為の中止、2016 年度売上高の 2% の過料	江蘇省市場監督管理局	自動車教習
10	2020.12.1	安徽省某市保険業界協会	横の独占協定の手配	20 万人民币元の過料	安徽省市場監督管理局	保険
11	2020.12.3	浙江省某市中古車業界協会及び中古車関連企業 9 社	横の独占協定の実施	協会に対して 30 万人民币元の過料 その他の企業は役割に応じて 2019 年度売上高の 2～3% の過料	浙江省市場監督管理局	中古車
12	2020.12.28	四川省セメント協会及びセメント企業 6 社	横の独占協定の実施	協会に対して 50 万人民币元の過料 その他の企業に対して違法所得の没収、2016 年度売上高の 2% の過料	四川省市場監督管理局	セメント
13	2021.1.28	セメント関連企業 7 社	横の独占協定の実施	違法所得の没収、2018 年度売上高の 2% の過料	山東省市場監督管理局	セメント

14	2021.2.20	液化ガス関連企業 5 社	横の独占協定の 実施	違法行為の中止、2019 年度 売上高の 3%の過料	重慶市市場監 督管理局	液化 ガス
15	2021.4.15	Y 社	縦の独占協定の 実施	違法行為の中止、2018 年度 売上高の 3%の過料	国家市場監督 管理総局	医薬
16	2021.4.25	医薬関連企業 3 社	横の独占協定の 実施	違法所得の没収、各社の役 割に応じて 2019 年度売上 高の 2~4%の過料	天津市市場監 督管理委員会	医薬

(筆者作成)

ポイント：

- ①NO. 15 の Y 社事例は、縦の独占協定に対する近時の唯一の処罰であり、参考に値する。協定や特別委員会の設置などを通じて転売価格を取り決めることは独禁法違反となる可能性が高いので、かかる行為を回避すべきである。
- ②業界協会による独占協定の実施に対する処罰が多数あるため、業界協会の活動に参加する場合には、横の独占協定行為に該当しないよう注意が必要である。

表 2 市場支配的地位の濫用に対する処罰事例 (2020 年以降)

NO.	処罰公表日	当事者	処罰内容	処罰機関	業界
1	2020.4.9	山東省 K 社、 W 社など	違法所得の没収、各社の役割に て 2018 年度売上高の 7~9%の過料	国家市場監督管理総局	医薬
2	2020.5.14	青海省 C 社	違法行為の中止、2017 年度売上高の 9%の過料	国家市場監督管理総局	化石燃料
3	2020.7.2	山西省 J 社	違法行為の中止、2018 年度売上高の 2%の過料、違法所得の没収	国家市場監督管理総局	天然ガス
4	2020.7.8	塩城市 X 社	契約条項の修正、違法行為の中止	国家市場監督管理総局	天然ガス
5	2020.7.13	忻州市 R 社	違法行為の中止、2018 年度売上高の 2%の過料、違法所得の没収	国家市場監督管理総局	天然ガス
6	2020.10.22	浙江省某市の 葬儀場	2019 年度売上高の 6%の過料、違法 所得の没収	浙江省市場監督管理局	葬儀場
7	2020.11.17	W 製薬集団 Z 社	2019 年度売上高の 3%の過料、違法 所得の没収	国家市場監督管理総局	医薬
8	2020.11.30	江蘇省 G 社	違法行為の中止、2016 年度売上高の 4%の過料	江蘇省市場監督管理局	給水
9	2020.12.25	上海市 S 社	2018 年度売上高の 3%の過料	上海市市場監督管理局	出前プラット フォーム
10	2021.1.21	雲南省 M 社	違法行為の中止、2018 年度売上高の 6%の過料	雲南省市場監督管理局	給水
11	2021.1.22	X 社	違法行為の中止、2019 年度売上高の 2%の過料	国家市場監督管理総局	医薬
12	2021.3.12	四川省 F 社	違法行為の中止、2019 年度売上高の 1%の過料	四川省市場監督管理局	天然ガス
13	2021.4.10	アリババ ⁵	違法行為の中止、2019 年度中国国内 売上高の 4%の過料	国家市場監督管理総局	電子商務取引 プラットフォーム

(筆者作成)

⁵ アリババに対する処罰の詳細については、拙稿「アリババに対する 3000 億円の処罰からみた中国独禁法の解釈と実務」公正取引 2021 年 6 月号 72 頁参照。

ポイント：

- ①NO. 1 の山東省 K 社の事例及び NO. 2 の青海省 C 社の事例の過料は高額であるが、これは暴力又は悪意で調査を阻害したためである。このような阻害をした場合には過料の比率が高くなる可能性があることが分かった。
- ②過料は売上高に基づき決定されるので、場合によっては巨額となり得る。NO. 13 のアリババ事例の過料は 182.28 億人民元（約 3000 億円）に達している。
- ③インターネット分野における関連市場の画定は難しいため、市場支配的地位の濫用に対する処罰事例はあまり見られない。大手企業のアリババがこれを事由に処罰を科されたことは、独禁法執行分野におけるマイルストーン的な事例といえる。今後、インターネット企業に対する取締りのさらなる強化が予想される。

表 3 事業者集中申告義務の不履行に対する処罰事例（2020 年以降）

処罰公表日	件数	当事者	処罰内容
2020.3.30	1 件	F 社、Z 社	F 社に対して 30 万人民元の過料
2020.6.9	2 件	S 社、J 社	各社に対して 30 万人民元の過料
2020.6.25	3 件	J 社、M 社、N 社、T 社と O 社	J 社に対して 35 万人民元の過料 その他各社に対して 30 万人民元の過料
2020.9.3	1 件	Z 社	35 万人民元の過料
2020.10.23	1 件	A 社	30 万人民元の過料
2020.11.6	1 件	Y 社、C 社	各社に対して 30 万人民元の過料
2020.12.14	3 件	アリババ、テンセントなど大手インターネット企業	各社に対して 50 万人民元の過料
2020.12.30	1 件	X 社	30 万人民元の過料
2021.1.27	1 件	H 社、Z 社	各社に対して 35 万人民元の過料
2021.2.23	2 件	Z 社、B 社	Z 社に対して 30 万人民元の過料 B 社に対して 35 万人民元の過料
2021.2.24	1 件	W 社、D 社	各社に対して 15 万人民元の過料
2021.3.12	10 件	Baidu、DiDi など大手インターネット企業	各社に対して 50 万人民元の過料
2021.4.30	9 件	テンセント、蘇寧易購など大手インターネット企業	各社に対して 50 万人民元の過料
上記の件を含め、処罰事例として 2020 年に 13 件、2021 年 1 月から 5 月末まで 23 件が公表され、過料は合計で 15 万人民元～50 万人民元であった。			

(筆者作成)

ポイント：

- ①2020 年 12 月 14 日に公表された事例について、調査開始期間から処罰公表日まで、わずか 40 日間であり、以前に比べて調査期間が大幅に短縮された。
- ②2020 年 12 月 14 日、2021 年 3 月 12 日、2021 年 4 月 30 日と短期間に多数の大手インターネット企業が処罰されており、独禁当局のインターネット業界に対する取締り強化の姿勢が窺える。
- ③独禁法の改正がまだ完了されていない現在、事業者結合申告義務の不履行に対する過料金額の上限は 50 万人民元であり、決して高くない。独禁法の改正後には、過料の上限が「事業者の前年度売上高の 10%以下」と大幅に引き上げられる点に注意すべきである。

Ⅳ おわりに

以上、近時の中国における独禁法の法制定及び実務の最新動向について論じてきた。独禁法の執行が活発化するなか、日系企業を含む外資系企業は関連法令に注視しながら、新規の投資や事業が法令違反とならないよう注意していきたい。同時に、これまでの投資や事業運営の独禁法違反への該非を確認し、問題が発見された場合には速やかに是正することが望まれる。また、中国での事業展開にあたっては、独禁法の遵守を念頭にコンプライアンス体制を完備していく必要がある。

（執筆者連絡先）

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

※2015 年 6 月、北京市金杜法律事務所コンプライアンスチーム編著の『中国商業賄賂規制コンプライアンスの実務』を商事法務より出版。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路 1 号環球金融中心 1 号公樓東樓 18 階

Tel : 86-10-5878-5091（事務所） 86-13911481122（携帯）

Fax : 86-10-5661-2666

Mail : liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所：

北京・成都・広州・杭州・香港・済南・南京・青島・三亜・上海・深圳・蘇州・海口・
重慶・ブリスベン・キャンベラ・メルボルン・パース・シドニー・ドバイ・東京・
シンガポール・ブリュッセル・フランクフルト・ロンドン・マドリード・ミラノ・
ニューヨーク・シリコンバレー



スペシャリストの目

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

国際アドバイザー事業部

シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では6月中旬から7月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。一部、それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[政策]

【産業政策】

○『5G 応用“出航”行動計画 (2021-2023 年)』の印刷・発布に関する通知 (工信部聯通信 [2021] 77 号、2021 年 7 月 5 日発布・実施)

5G 応用の発展促進についての 3 カ年実施計画。工業・情報化部、中央ネットワークセキュリティ・情報化委員会弁公室など党中央・國務院の 10 部門が共同で発布したもの。

■2023 年までの主な目標は、以下の通り。

- 5G 応用の主要指標の改善：5G の個人ユーザー普及率を 40% 超、ユーザー数を 5.6 億人超、5G によるネットワークアクセスのトラフィック流量を 50% 超、5G のネットワーク使用効率を大幅に引き上げ、5G のモノのインターネット (IoT) の末端ユーザー数の年平均増加率を 200% 超とする。
- 個人消費の分野で、“5G+” 新型消費の新業務、新モデル、新業態を創造する。
- 産業分野で、大型工業企業の 5G 応用普及率を 35% 超、電力・鉱産物採掘等での 5G 応用の大規模な複製・普及を実現、5G+クルマのインターネットの試行範囲を拡大、農業・水利等の伝統産業のデジタル化を促進する。
- 社会・民生分野で、5G+スマート教育、5G+スマート医療、5G+文化・観光モデルプロジェクトを形成し、5G+スマートシティの建設レベルを高め、重点分野で 100 以上の 5G 応用ベンチマークを創造する。
- 生態環境改善の面で、広く影響力を持つ 5G 応用ソリューションのサプライヤーを育成し、100 以上のソリューションを形成し、30 以上の重点業種の 5G 応用標準を制定する。
- 基礎的支援の面で、1 万人当たりの 5G 基地局数を 18 超、5G の仮想プライベートネットワーク (VPN) を 3000 超とし、一定の 5G 融合・応用イノベーションセンターと 10~20 の 5G 応用セキュリティイノベーションモデルセンターを建設し、3~5 の区域モデルベンチマークを確立する。

■上記の実施に関わる政府の政策・措置は、政府部門間および部門・地方の協同、発展環境の整備、人材育成、国際協力などがあげられているが、特に以下の点が注目される。

- 部門間、部門と地方との標準、産業、建設、応用、政策等の面での協同を強化し、5G の応用を業種の発展計画や行動計画の重点とし、関係の財政資金を利用し、企業の投資拡大を誘導する。

	公共管理サービス分野（都市管理、教育、医療、文化等）での政府調達での支出を 5G 応用分野に傾斜する。 ■原文は工業・情報化部の下記サイトをご参照。 https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/txy/art/2021/art_8b833589fa294a97b4cfac32872b0137.html
	○「工業・情報化部の『新型データセンター発展 3 ヶ年行動計画（2021-2023 年）』の印刷・発布に関する通知」（工信部通鎮〔2021〕76 号、2021 年 7 月 4 日発布・実施）
	上記に同じく新型データセンター発展についての 3 ヶ年実施計画。新型データセンターとは、従来型のデータセンターに比べ、高度な技術、高度な演算能力、高いエネルギー効率、高いセキュリティを特徴とし、経済・社会のデジタルトランスフォーメーション（DX）をサポートするものとされている。 ■2023 年までの主な目標は、以下の通り。 2021 年末までに全国のデータセンターの平均利用率を 55%以上、総合演算能力を 120EFLOPS 超（注：EFLOPS はコンピュータの処理能力のうち 1 秒間に 100 京回の浮動小数点演算を行うことを表す単位）、大規模な新型データセンターの PUE（注：全体の電力使用量に占める IT 機器の比率を表す単位）を 1.35 以下にする。 2023 年末までに全国のデータセンターのサーバーラック数の年平均増加率を 20%程度、平均利用率を 60%以上、総合演算能力を 200EFLOPS 超、高性能の演算能力比率を 10%にする。 ■上記の目標を達成するための重点任務として、立地の最適化、ネットワークの質の向上、演算能力の向上、産業チェーンの安定・強化、グリーン・低炭素の発展、セキュリティの確保があげられているが、特に以下の立地についての方針が注目される。 - 北京・天津・河北、長江デルタ、広東・香港・マカオ大湾区、成都・重慶等の国家ハブノードでは、新型データセンター群の集積を適度に加速する。 - 貴州、内蒙古、甘肅、寧夏等の国家ハブノードでは、演算パワーサービスの質と利用効率の向上を重点とする。 - 国家ハブノード以外の地区では、既存のデータセンター資源の統合・利用に注力し、データセンターの利用率向上を加速する。 ■原文は工業・情報化部の下記サイトをご参照。 https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/txy/art/2021/art_d6068e784bef47ca9cda927daa42d41e.html

〔 規則 〕

	【税】
	○「『研究開発機構の国産設備増値税還付管理弁法』の改正公布に関する公告」（国家税務総局公告 2021 年第 18 号、2021 年 6 月 22 日公布、2021 年 1 月 1 日～2023 年 12 月 31 日施行）
	外資研究開発センターを含む研究開発機構に対する国産設備購入時の仕入増値税の還付に関する規定の改正。この租税措置は 2009 年から数年毎の期限で実施されており、前回の実施期限が 2020 年末だったことから改正されたもの。

	■対象となる外資研究センターの条件は従来と同じで、2009 年 10 月 1 日以降に設立された場合は、①独立法人は総投資額が 800 万米ドル以上、法人内の部門とする場合は研究開発費が 800 万米ドル以上、②研究・試験要員が 150 名以上、③累計設備購入額（原価）が 2 千万元以上とされている（2009 年 9 月 30 日以前に設立された場合は、それぞれ 500 万米ドル以上、90 名以上、1 千万元以上）。 ■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5166025/content.html
	○「サービス貿易等項目対外支払税務届出の関係問題に関する補充公告」（国家税務総局・国家外貨管理局公告 2021 年第 19 号、2021 年 6 月 29 日発布・実施）
	中国から国外へのサービス貿易（運輸、観光、通信、金融、ライセンス使用等）での支払いや企業の出資持分譲渡での譲渡金の支払いの際の税務届出手続きを簡素化するもの。 ■要点は以下の通り。 ・ 同一の契約で複数回の対外支払いがある場合は、初回の支払い前の 1 回のみ税務届出を行う。 ・ 外国投資者の直接投資による合法的所得を国内で再投資する場合は、税務届出を不要とする。 ・ 税務届出時の書類（「サービス貿易等項目対外支払税務備案表」）は、電子税務局等でのオンラインでの記入・提出、省・自治区・直轄市・計画単列市の税務局の公式サイトでのダウンロード・記入・提出、主管税務機関での入手・記入・提出のいずれも可とする。 ・ 税務届出後は上記の「備案表」のコードと検証コードにより銀行での外貨支払い手続きを行う。 ■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5166113/content.html
【輸出入管理】	
	○「検査実施が必要な輸出入商品目録の調整に関する公告」（税関総署公告 2021 年第 39 号、2021 年 6 月 1 日公布、同年 6 月 10 日施行）
	法定検査の対象となる輸出入商品目録の調整。 ■調整された品目は合計 266 品目（HS コード 10 桁ベース）。概要は以下の通り。 ・ 機械・電気製品、金属材料、化学品、イミテーション装飾品など 234 品目について、輸入商品検査を取り消し。 ・ 再生原料（鉄、銅、アルミ）の 8 品目について、新たに輸入商品検査を実施。 ・ 鉄のビレット、銑鉄の 24 品目について、新たに輸出商品検査を実施。 ■原文は税関総署の下記サイトをご参照。 http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/3695642/index.html

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : r-ikegami@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行
トランザクションバンキング部

項 目	単位	2019年				2020年				2021年					
		1～3月	1～6月	1～9月	1～12月	1～3月	1～6月	1～9月	1～12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
国内総生産(GDP)	前年 同期比%	6.3	6.1	6.0	6.0	▲ 6.8	▲ 1.6	0.7	2.3	(1-3月) 18.3			(4-6月) 7.9		
固定資産投資*	前年 同期比%	6.3	5.8	5.4	5.4	▲ 16.1	▲ 3.1	0.8	2.9	-	35.0	25.6	19.9	15.4	12.6
第一次産業	前年 同期比%	3.0	▲ 0.6	▲ 2.1	0.6	▲ 13.8	3.8	14.5	19.5	-	61.3	45.9	35.5	28.7	21.3
第二次産業	前年 同期比%	4.2	2.9	2.0	3.2	▲ 21.9	▲ 8.3	▲ 3.4	0.1	-	34.1	27.8	21.7	18.1	16.3
第三次産業	前年 同期比%	7.5	7.4	7.2	6.5	▲ 13.5	▲ 1.0	2.3	3.6	-	34.6	24.1	18.7	13.8	10.7
工業生産 (付加価値ベース)**	前年 同月比%	6.5	6.0	5.6	5.7	▲ 8.4	▲ 1.3	1.2	2.8	-	35.1	14.1	9.8	8.8	8.3
社会消費財 小売総額***	前年 同月比%	8.3	8.4	8.2	8.0	▲ 19.0	▲ 11.4	▲ 7.2	▲ 3.9	-	33.8	34.2	17.7	12.4	12.1
消費者物価上昇率 (CPI)	前年 同月比%	1.8	2.2	2.5	2.9	4.9	3.8	3.3	2.5	▲ 0.3	▲ 0.2	0.4	0.9	1.3	1.1
工業生産者 出荷価格(PPI)	前年 同月比%	0.2	0.3	0.0	▲ 0.3	▲ 0.6	▲ 1.9	▲ 2.0	▲ 1.8	0.3	1.7	4.4	6.8	9.0	8.8
輸出***	億ドル	5,517.4	11,711.5	18,251.1	24,990.3	4,780.3	10,987.5	18,113.9	25,906.5	-	4,688.7	2,411.3	2,639.2	2,639.2	2,814.2
	前年 同月比%	1.4	0.1	▲ 0.1	0.5	▲ 13.3	▲ 6.2	▲ 0.8	3.6	-	60.6	30.6	32.3	27.9	32.2
輸入***	億ドル	4,754.1	9,899.9	15,266.8	20,771.0	4,649.7	9,309.5	14,853.4	20,556.1	-	3,656.2	2,273.4	2,210.6	2,183.8	2,298.9
	前年 同月比%	▲ 4.8	▲ 4.3	▲ 5.0	▲ 2.7	▲ 2.9	▲ 6.4	▲ 3.1	▲ 1.1	-	22.2	38.1	43.1	51.1	36.7
貿易収支***	億ドル	763.3	1,811.6	2,984.3	4,219.3	130.6	1,678.0	3,260.5	5,350.3	-	1,032.6	138.0	428.6	455.4	515.3
対内直接投資 (実行ベース)	億ドル	358.0	707.4	1,007.8	1,381.4	312.0	679.3	1,032.6	1,443.7	134.7	126.0	187.9	141.8	125.4	193.8
	前年 同月比%	3.7	3.5	2.9	2.4	▲ 12.8	▲ 4.0	2.5	4.5	6.2	86.9	59.5	39.8	27.1	15.9
外貨準備高	億ドル	30,988	31,192	30,924	31,079	30,606	31,123	31,426	32,165	32,107	32,050	31,700	31,981	32,218	32,140
都市部調査失業率	%	5.2	5.1	5.2	5.2	5.8	5.8	5.7	5.6	5.4	5.5	5.3	5.1	5.0	5.0
国内自動車 販売台数	万台	637.2	1,232.3	1,837.1	2,576.9	367.2	1,025.7	1,711.6	2,531.1	250.3	145.5	252.6	225.2	212.8	201.5
	前年 同月比%	▲ 11.3	▲ 12.4	▲ 10.3	▲ 8.2	▲ 42.4	▲ 16.9	▲ 6.9	▲ 1.9	29.5	364.8	74.9	8.6	▲ 3.1	▲ 12.4
購買担当者指数 (PMI)	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	51.3	50.6	51.9	51.1	51.0	50.9
	非製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	52.4	51.4	56.3	54.9	55.2	53.5

*：年初からの累計ベース。

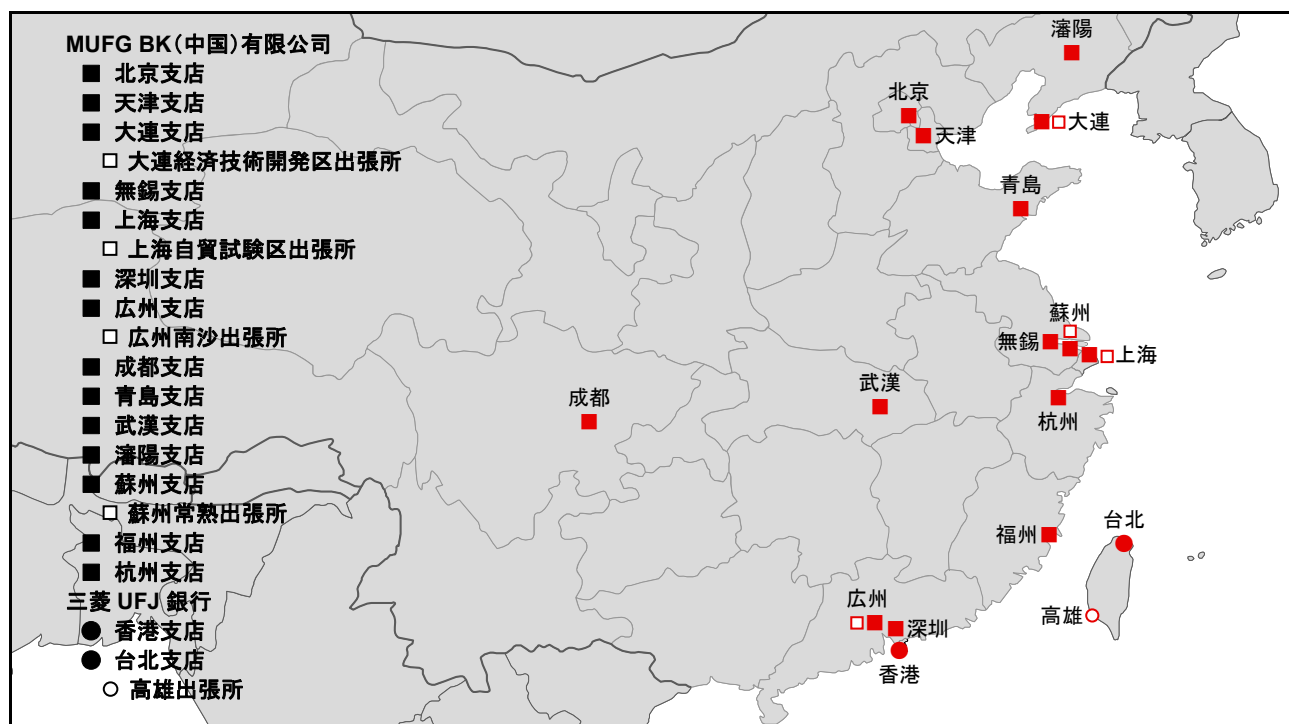
**：2月は1—2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

***：2月は1—2月の累計ベース。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部作成。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階	86-411-8360-6000
大連経済技術開発区出張所	大連市大連経済技術開発区金馬路138号 古耕国際商務大廈18階	86-411-8793-5300
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666
上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688
広州南沙出張所	広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-3909-9088
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15階	86-512-3333-3030
蘇州常熟出張所	江蘇省常熟市常熟高新技术産業開発区東南大道333号科創大廈12階C区、D区	86-512-5151-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階	886-2-2514-0598
高 雄 出 張 所	台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京：050-3612-0891（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0650（代表）

発行：三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2021 年 8 月 10 日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。